

令和6年度 熊本県立熊本支援学校高等部生徒心得

1 礼節

- (1)お互いに気持ちのよいあいさつや言葉遣いを心がける。
- (2)その場に応じた礼儀や節度ある行動を心がける。

2 通学

始業時刻	9:00
終業時刻	15:10

※長期休業中の帰宅時間については以下のとおりとする。

夏季休業中 19:00 冬季休業中 18:00

(1) 欠席

- ア 病気やその他の理由でやむを得ず欠席する場合は、保護者が学校に連絡する。
- イ 忌引きの場合は、必ず保護者が学校に連絡する。忌引きの期間は以下のとおりとする。

1親等:父母	7日
2親等:祖父母、兄弟、姉妹	3日
3親等:おじ、おば	1日

(2) 遅刻

- 病気やその他の理由でやむを得ず遅刻をする場合は、保護者が学校に連絡する。

(3) その他

- 通学途中の事故、又は災害等により通学困難な場合は、その状況を学校に連絡する。

3 服装

(1) 制服について

通学時は学校指定の制服を着用する。

ア 制服の着用期間(原則)

○冬服:10月1日~5月31日

○夏服:6月1日~9月30日

※移行期間を設定する。(移行期間は、気温等の状況を見て判断する。)

イ 制服の着用方法等

○ズボンは、すそをふまない長さとし、ベルト等(材質は指定しない)を使用し
てよい。

○スカートはひざがかくれる長さとする。

○冬服での登下校時のみ、防寒着等(形や長さは指定しない)を着用し
てよい。

○厳寒の際は、ブレザーの下にベストやセーター(ネクタイやリボンが見える
Vネックのものが好ましい)を着用する等内側に着る衣服で調整する。

(2) その他

○通学用の靴は、革靴またはスポーツシューズとする。

○通学時に制服以外で身につけるものについて、高校生が着用するものとして
ふさわしいものとし、色等の指定はしないが、華美でないものとする。

4 頭髪等

- (1) 頭髪は常に清潔にし、学習の妨げにならないように整える。また、パーマ、カール、染色、華美な飾り等はしない。
- (2) マニキュアはしない。
- (3) まゆそりについては、身だしなみを整える程度までとする。
- (4) ピアスやネックレス、指輪等のアクセサリーを身につけない。

5 所持品

- (1) 自力通学生は、防犯ブザーを携行して通学する。
- (2) ポータブル音楽再生機、ゲーム機等を校内へ持ち込まない。
- (3) 携帯電話(スマートフォン)を校内へ持ち込む場合は、原則として自己管理とし、校内での使用はしない。ただし、担任の許可を得た場合、登下校時に家庭や学校への連絡が必要な場合は使用できるものとする。
- (4) 原則として金銭を校内へ持ち込まない。(必要がある場合は、担任に相談する。)
- (5) 刃物等危険な物を所持しない。

6 生活

以下のことを守り、高校生らしい生活を心がける。

- (1) 健康的な生活を送るために、運動・休養(睡眠)・栄養等のバランスを考慮して生活する。
- (2) 登下校の通学路の変更をしない。変更する際は、通学状況調べの書類を提出する。
- (3) 外出するときは、身分証明書を常に携帯する。
- (4) 外出するときは、必ず行き先や帰宅時刻を家族に伝える。
- (5) 以下の行為を禁止する。
 - ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、いじめ。
 - イ 遊技場(パチンコ店)、娯楽施設(麻雀荘・競馬場等)への立ち入り。
 - ウ ゲームセンター、カラオケ店、ネットカフェへの生徒のみでの入場。
※入場は、保護者同伴で可とする。
 - エ 窃盗、わいせつ行為、盗撮に該当する行為。
 - オ 生徒同士の金銭の貸し借り。
 - カ 交通規則違反行為。
 - キ 器物の破損、設備の損壊行為。
 - ク 無断外泊・深夜の無断外出。
- (6) 生徒間の交際は、節度を守り、健全なものであること。
- (7) 携帯電話(スマートフォン)やインターネットの利用については、家庭においてフィルタリング等の機器設定を行い、節度のある利用を心がける。また、インターネットのサイトや掲示板、ブログ等に無断で『顔写真や名前など他人を特定できる情報(個人情報)』や他人を誹謗中傷する内容の書き込みを一切禁止する。

7 交通に関する諸規定

(1) 自転車通学について

- ア 自転車通学を希望する生徒は、必ず自転車通学許可願を提出し、校長の許可を受け、本校発行の自転車用ステッカーを車体に貼り付ける。
- イ 自転車乗車中は必ずヘルメットを装着する。
- ウ 交通規則を守る。(自転車の並走、二人乗り、傘差し運転、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホン・ヘッドホン等での音楽を聴きながらの運転、指定された道以外での運転は禁止とする。)
- エ 自転車の貸借等は禁止する。
- オ 自転車損害賠償保険(自転車保険)に必ず加入する。
- カ 自転車は、以下に示す学校で定めた内容のものを使用することを原則とする。

車種: 一般用自転車

(乗車姿勢が前傾しすぎず、視界が広く安全確認ができ、両足が地面に容易に付くなど安全に走行できるものとする。)

装備品: ライト、反射板、カゴ、本校発行のステッカー、二重鍵、TSマーク(自転車安全整備店で点検確認した後、貼付する。)



【TSマーク】

(2) 各種免許取得について

原付免許、自動車免許取得に関しては、保護者・本人・担任・高等部主事で協議し、校長の承認後、取得の手続きを行う。無断で免許を取得することは禁止する。また、免許証の管理については、保護者の責任とする。

ア 原付免許について

- (ア) 原付免許試験を受験するときは、免許を必要とする旨を明記した原動機付自転車取得願を提出し、校長の承認を受ける。
- (イ) 原付免許の取得については、3年次以降とし、長期休業日等を利用して受験する。
- (ウ) 免許を取得し、かつ乗車する車両を取得した場合は、必要な保険(自賠責保険、任意保険)に加入することとする。
- (エ) 原付免許取得後も、原付での通学は認めない。

イ 自動車免許について

- (ア) 自動車免許を取得するために自動車学校に入校する生徒は、免許を必要とする旨を明記した自動車免許取得願を提出し、校長の承認を受ける。
- (イ) 自動車学校入校は3年次の夏休み以降とする。
- (ウ) 自動車学校に通う生徒は、授業や現場実習等の支障にならないようにする。
- (エ) 検定・仮免・本免等の受験の日程は、本人・保護者・担任・高等部主事と話し合い、決定する。
- (オ) 免許を取得し、かつ乗車する車両を取得した場合は、必要な保険(自賠責保険、任意保険)に加入することとする。
- (カ) 自動車免許取得後も、自動車での通学は認めない。

8 アルバイトについて

諸事情によりアルバイトを必要とする場合は、保護者・担任・高等部主事等と相談のうえ所定の様式により願い出て、校長の承認を受けること。ただし、授業期間中のアルバイトについては原則禁止とする。

- (1) アルバイトについては、原則として保護者の責任のもとで行うものとする。
- (2) 就業時間、就業場所、勤務開始、終了時刻、報酬、事故の際の保険、休日、服装等の細部にわたり、雇用者、保護者、生徒、担任、主事等の間で十分に話し合いを行い、学校生活に支障をきたさないようにする。
(※禁止の例：居酒屋等のアルコールを提供する店、夜間勤務にかかわる店、祭り等の出店など高校生として相応しくない店。また、内容については 学校、保護者と相談の上、決定する。)
- (3) アルバイト中は、原則として身分証明書を携行する。
- (4) アルバイトによって、本来の学業に支障をきたした場合、雇用者、保護者、生徒、担任、高等部主事等の間で十分に話し合いを行い、アルバイト承認を取り消し、アルバイトを中断する。

以上の内容について、質問がある場合には、その都度担任に確認すること。
なお、きまりを守れなかった場合には、特別指導の対象となることもある。